

令和7年第5回教育委員会定例会
(3月11日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年3月11日（火）午後2時01分から午後2時44分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第13号議案 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第14号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第15号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第16号議案 東京都台東区家庭的保育事業等事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第17号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第18号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施

行規則の一部を改正する規則

第19号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第20号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第21号議案 浅草中学校昇降機新設工事請負契約の締結についての意見聴取について
日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課

ウ POP CORNE PROJECTが実施する事業に対する後援について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和7年4月の行事予定について

(2) 児童保育課

イ 家庭的保育事業等の連携施設に関する経過措置等の改正について

(3) 指導課

ウ 幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の新設及び子の看護のための休暇の改正等について

エ 学校法律相談デスク事業のモデル実施について

3 その他

午後2時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第5回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、浦井委員及び垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、生涯学習課のア、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 生涯学習課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、協議事項(1)、生涯学習課のア、POP CORNE PROJECTが実施する事業に対する後援につきまして、ご説明いたします。資料をご覧ください。

本件は、POP CORNE PROJECTが実施する事業、浅草夏音楽祭～ASAKUSA MUSIC SUMMER FESTIVALに対し、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

2の実施日時は、令和7年、本年の7月20日、日曜日、3の実施場所は浅草公会堂です。

次ページをご覧ください。

本事業は、クラシックの名曲を吹奏楽で区民の皆さまに親しんで頂くことを目的として活動を行うPOP CORNE PROJECTの事業の一環として、東浅草小学校オーケストラの児童の皆さんと、ドリームウインドアンサンブル、浅草ウインドオーケストラの合同で音楽祭を行うことにより、明治以降音楽の中心として栄えてきた浅草が新たな時代の音楽文化の中心となる基盤の一翼を担うことを目指すものとしております。

事業内容といたしましては、前述の浅草ウインドオーケストラ、ドリームウインドアンサンブル、東浅草小学校オーケストラの3団体を、台東区千束在住のプロジェクトプロデューサー東谷慶太（ひがしたにけいた）が取りまとめ、コロナ禍・アフターコロナにおける音楽文化の衰退状況の中、新たに台東区浅草地域での音楽文化発信の第一歩として入

場無料の“浅草夏音楽祭～ASAKUSA MUSIC SUMMER FESTIVAL”を広く区民に参加いただく試みとして実施するものです。

本事業の実施により、浅草地域での音楽文化を広く区民・学校関係者・保護者・校区地域の方へ発信できると考え、後援を承認しようとするものでございます。

本件についての説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 令和7年4月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。

4月の教育委員会の定例会は、8日・23日の午後2時からの予定でございます。

なお、年度当初ということで、ラジオ体操連盟やスポーツ協会等の総会等もあります。

なお、11日に予定をしております、校園長会の全体会につきましては、教育委員の皆さんにもご出席いただき、対面での実施となりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおりご了承ください。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名員につきましては、定例会に引き続き神田委員にお願いいたします。

〈日程第 1 議案審議〉

第 13 号議案

第 14 号議案

第 18 号議案

〈日程第 2 教育長報告〉

2 報告事項

(3) 指導課 ウ

○佐藤教育長 それでは、日程第 1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第 13 号議案を議題といたします。

なお、関連する第 14 号議案、及び第 18 号議案、教育長報告の報告事項、指導課のウについても一括して議題といたします。

指導課長、説明及び報告をお願いします。

○指導課長 それでは、第 13 号議案、第 14 号議案、第 18 号議案及び報告事項につきまして、全て内容が関連しますので、各議案及び資料 4 に基づきまして、一括で説明をさせていただきます。具体的な中身につきましては資料 4 にまとめてございますので、はじめにそちらを通じて説明をさせていただきます。

なお、資料には記載がございませんが、本件につきましては、幼稚園教育職員以外の本区所職員に関する部分について、区長部局において同様の制度改正が同時に行われるものでございますのでお含みおきください。

それでは、資料 4 をご覧ください。幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の新設及び子の看護のための休暇の改正等についてでございます。

項番 1、改正等の目的でございます。子を養育する幼稚園教育職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくために、令和 7 年 4 月より地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の保管を目的とした子育て部分休暇を新設いたします。また、育児・介護休業法の改正に伴い、「子の看護のための休暇」に係る子の対象年齢及び取得事由を拡大するなど、所用の改正を行います。

項番 2、本件の経緯でございます。現在、子を持つ職員の部分休業につきましては、育児休業等に関する法律により、取得に係る子の対象年齢が、常勤は小学校就学前までの子、非常勤は 3 歳までの子と定められております。そのため、対象の子が小学生になった後について、部分休業期間の補完を目的として、特別区では子育て部分休暇の創設を検討しておりました。検討の結果、給与上の統一的な取扱いが決定したため、各区で部分休業の条件を補完する部分休暇の導入が可能となったという点でございます。

また、本件の経緯の大きなもう一点としては、育児・介護休業法の一部改正により、子の看護のための休暇に係る子の対象年齢や取得事由の改正が行われることになったということです。

その他、残業免除の対象の拡大や介護による離職の防止のための対応などが事業主に義務付けられたという点でございます。

項番 3、改正内容でございます。（1）子育て部分休暇の新設でございます。①対象職員は幼稚園教育職員です。なお、会計年度任用職員及び育児短時間を取得中の職員は除きます。

②休暇の概要です。まず、子の年齢対象年齢です。小学校1年生から6年生までの子を持つ職員が部分休暇の対象となります。

なお、障害のある子の場合、18歳になる年度の3月31日まで部分休暇の対象となります。

また、取得可能時間は、部分休業と同様、1日につき2時間です。取得単位も同様に30分単位となっております。

給与の取り扱いにつきましても、部分休暇の取得部分については無給となります。

資料にはございませんが、一例を挙げますと、これらの措置により、小学校就学前までの子を持つ職員が部分休業を取得している場合、その子が小学生になった際に、子育て部分休暇を取得することにより、その子が中学生になる前まで、部分休業と同様の1日につき最大2時間の無給の休暇を取得することができるようになります。

2 ページをご覧ください。（2）子の看護のための休暇の改正でございます。子の看護のための休暇は、育児・介護休業法に基づく休暇制度でございますが、今回の法改正により、まず休暇の名称が、「子の看護等のための休暇」に改められます。その中身ですが、まず、子の対象年齢が現行の小学校就学前までとされていたものについて、小学校6年生の末日までに拡大されます。また、取得事由につきましては、現行の取得事由に加え、感染症に伴う学級閉鎖等の場合や、入学式・卒業式等の場合にも、同休暇の取得ができるようになります。その他の内容につきましては、現行から変更はございません。

続きまして、（3）育児休業法の改正に伴うその他の主な改正項目についてでございます。表の上から、所定外労働の制限、いわゆる残業免除の対象拡大です。現行3歳までの養育する労働者は、請求により残業の免除が認められておりますが、子の対象年齢が小学校就学前まで拡大されます。

その他、介護に直面した職員が申し出をした場合の措置、介護に直面する前の早い段階の職員への措置、勤務環境の整備に関する措置などについて、ご覧の内容が新設されるものです。

項番 4、改正予定条例です。これまで説明をさせていただきました内容に関して、ご覧の2件の条例の改正が予定されております。

最後に項番 5、今後の予定でございます。この後ご説明申し上げます各議案について、ご決定いただきましたら、条例改正議案が、ただいま開会中の第1回区議会定例会本会議に提出され、審議の結果、可決されましたら、令和7年4月より制度の運用が開始される予定です。

続きまして、第 13 号議案、第 14 号議案及び 18 号議案につきまして、続けて説明をさせていただきます。

はじめに、第 13 号議案、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について説明いたします。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、提出するものでございます。

PDFの 6 ページの新旧対照表をご覧ください。子育て部分休暇の新設に伴い、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の中の部分休業の承認につきまして、規定する条文に必要な文言を追記するものです。本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

教育委員会意見案といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 14 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休暇、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき提出するものでございます。PDFの 12 ページからの新旧対照表をご覧ください。

子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備のほか、育児・介護休業法の改正に対応するため、子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限、子の看護のための休暇、介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等についての規定の整備を行うものでございます。

本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。ただし改正後の同条例第 12 条 2 の第 1 項の規定により、超過勤務の制限に係る請求につきましては、条例の施行の日前においても行うことができるとされております。

教育委員会意見案としまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

最後に、第 18 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

本案は子育て部分休暇を新設する等のために提出するものでございます。

PDFの 27 ページからの新旧対照表をご覧ください。子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備のほか、育児・介護休業法の改正に対応するため、子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限、子の看護のための休暇介護を必要とする所、今日に至った職員に対する意向確認等につきまして、条例の施行に必要な規則の改訂の整備を行うものでございます。

本規則の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。ただし改正後の同規則第 12 条第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求につきましては、条例の施行の日前においても行うことができるとしております。

なお、本案は、第 13 号議案及び第 14 号議案をご決定いただき、令和 7 年第 1 回区議会

定例会にて条例改正が可決されることを前提としております。

長くなりましたが、説明は以上となります。第 13 号議案、第 14 号議案及び第 18 号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、また、報告事項につきましても併せてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 2 ページ、子の看護のための休暇というところで、入園式や卒園式の追加ということは、そこに参加できるように休暇を取ることができるというふうに判断してよろしいですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○神田委員 そのときに、学校や園の体制がありますけれども、休暇を優先すると判断してよろしいでしょうか。

○指導課長 実際の学校ですとか園の状況というのもあると思いますが、この改正に伴いまして、権利として取るということはできます。

○神田委員 ありがとうございます。

いろいろな休暇が増えていくことは育児をしている職員にとっては大変ありがたいことだと思います。ただ、そうではない保護者など、いろいろなところにしっかり理解を求めていくということも併せて必要かと感じました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 13 号議案、第 14 号議案及び第 18 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

なお、指導課のウについては、報告どおり了承願います

第 15 号議案

第 19 号議案

第 20 号議案

○佐藤教育長 次に、第 15 号議案を議題といたします。

なお、関連する第 19 号議案及び第 20 号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、はじめに第 15 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください

い。

本案は、令和 7 年第 1 回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出をするものでございます。

恐れ入りますが議案の後ろに添付しております新旧対照表をご覧ください。本案は、幼稚園教育職員について、国の給与制度との均衡等を踏まえ、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図ることを目的に、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用所職員に対しても、住居手当を支給するため、現行では適用除外としている条文から住居手当に関する部分を除く改正をいたします。

本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日としております。

また、新旧対照表の次のページのところにもう一つ新旧対照表がございます。こちらの附則の中にも同じく住居手当に関する記述がございますので、こちらについても同様に除く改正をいたします。

お手数ですが議案 2 枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 19 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則及び第 20 号議案東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について併せてご説明をいたします。

恐れ入ります。第 19 号議案の後ろにあります、新旧対照表をご覧ください。こちらの両議案とも、先ほどの指導課の報告事項、幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の新設及び子の看護のための休暇の改正等についてでご説明した内容に関連し、自己啓発等休業及び子育て部分休暇を取得している職員が、人事交流をした際の欠勤日数の取扱いについて、必要な規定の整備を図るものでございます。改正案で会社の中で自己啓発等休業及び子育て部分休暇等についての規定を追加しております。

この二つの規則の施行日につきましては、いずれも令和 7 年 4 月 1 日としております。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、3 議案とも原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 15 号議案、第 19 号議案及び第 20 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第 16 号議案

第 17 号議案

〈日程第 2 教育長報告〉

2 報告事項

(2) 児童保育課 イ

○佐藤教育長 次に、第 16 号議案を議題といたします。

なお、関連する第 17 号議案、教育長報告の報告事項、児童保育課のイについても一括して議題といたします。

児童保育課長、説明及び報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第 16 号議案、第 17 号議案及び報告事項、児童保育課のイにつきまして一括して説明をさせていただきます。それでは、はじめに報告事項、資料 3 をご覧ください。

家庭的保育事業等の連携に関する経過措置の改正についてでございます。項番 1、目的です。今回の改正につきまして、資料記載の国が定める基準の改正に伴い、保育所等との連携及び特定教育・保育施設等との連携に関し規定の整備を図るものです。

項番 2、制度の概要でございます。居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等は、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、同事業者による保育の提供終了後も、満 3 歳以上の児童に対して、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、①保育内容の支援、②代替保育、③卒業後の受入れの三つの連携協力を行う保育所、幼稚園、またこども園を連携施設として確保する必要があるとございます。

項番 3、本区の連携施設の確保状況でございます。表③に記載のとおり、本区では、利用調整において、家庭的保育事業者等の卒園児に対し、調整指数の加点を行うことにより、卒園後の受入れについては対応していることから、①保育内容の支援と②代替保育に関する連携施設のみ確保を求めています。

現時点では、全 19 施設中 5 施設が確保済みで、全体の約 26%にとどまっている状況です。

恐れ入りますが、2 ページをご覧ください。項番 4、改正内容でございます。はじめに(1) 経過措置期間の延長でございます。表に記載のとおり、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を 5 年間延長し、子ども・子育て支援法施行日から起算して 15 年を経過する日である令和 11 年度末までとします。

次に(2) 保育内容支援に係る連携協力に関する見直しでございます。保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合、小規模保育事業 A 型、B 型または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援連携協力者として確保することにより、保育内容支援に係る連携施設の確保が不要にできることとしております。

続きまして(3) 代替保育に係る連携協力に関する見直しでございます。現行条例において、(2) 同様に連携協力者を確保することにより、連携施設の確保が不要にできると

ころ、さらに区長が代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設の確保を不要にできることとしております。

最後に（４）その他所要の改正といたしまして、引用条文の整理等を実施しております。

続きまして項番 5、改正予定条例です。これまで説明をさせていただきました内容について、資料記載の 2 件の条例改正を予定しております。

最後に項番 6、今後の予定です。この後ご説明させていただきます各議案についてご決定いただけたら、条例改正議案を、現在開会中の第 1 回区議会定例会本会議に提出し、審議の結果可決されたら、令和 7 年 4 月 1 日より改正後の条例が施行される予定です。

本資料についてのご説明は以上でございます。

続きまして、第 16 号議案、第 17 号議案につきまして、続けて説明をさせていただきます。

はじめに、第 16 号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。ページ中段の第 6 条第 2 項及び第 3 項を新設し、保育内容支援に係る連携協力に関する見直しを行っております。

続きまして、2 ページをご覧ください。第 6 条第 4 項及び第 5 項を改正し、代替保育に係る連携協力に関する見直しを行っております。

続きまして、3 ページをご覧ください。付則第 4 項において、経過措置期間を 10 年から 15 年に変更しております。このほか、条例全体において引用条文の整理など、所要の改正を実施しております。

枠外に記載の付則をご覧ください。本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

第 16 号議案の議案書の 2 ページ、お戻りいただきまして、議案書の 2 ページをご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

第 16 号議案のご説明は以上でございます。

続きまして、第 17 号議案、東京都台東区特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。2 ページ中段の第 42 条第 2 項及び第 3 項を新設し、保育内容支援に係る連携協力に関する見直しを行っております。

続きまして、2 ページをご覧ください。第 42 条第 2 項及び第 3 項を新設し、代替保育に係る連携教育連携協力に関する見直しを行っております。

続きまして、3 ページをご覧ください。付則第 5 条において経過措置期間を 10 年から

15 年に変更しております。このほか、条例全体において引用条文の整理など、所要の改正を実施しております。

枠外に記載の付則をご覧ください。本条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

第 17 号議案、議案書の 2 ページにお戻りください。教育委員会の意見案として原案に異存ありませんとしております。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。第 16 号議案及び 17 号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、報告事項につきましても併せてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただ今の説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 第 16 号議案ですけれども、1 ページのところに、確保済みが、①、②の保育内容支援と代替保育が、確保済みが 26%と書いてあります。5 年間延ばすというのは、5 年間で改善できるだろうという見通しがあるということでしょうか。

○児童保育課長 今回、国のほうでもこの制度改革は、この制度の改正を行ったところなんですけれども、本来、子ども・子育て支援法ができて 10 年間の間に連携施設をつくってくださいというふうに定めておりましたが、これまでなかなか、やはりその連携施設というのが生み出せなかった部分と、あとは待機児童がかなり多かったということもありまして、施設をつくることにすごく、そちらのほうに傾いておりまして、なかなか連携施設まで届かなかったというところがございます。今回この制度改革で、ある程度緩和された、この条件が緩和されたということもありますので、今後 5 年間の間で、ある程度連携していけるようになるだろうというような期間であるのかなというふうに考えております。

○神田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○川崎委員 はい。今のに関連してですが、その 5 年というのは、国のほうが 5 年にしているという理解でいいんですか。

○児童保育課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○佐藤教育長 よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。第 16 号議案及び第 17 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

なお、児童保育課のイについては、報告どおり了承願います。

第 21 号議案

○佐藤教育長 次に、第 21 号議案を議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 それでは第 21 号議案、浅草中学校昇降機新設工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明をいたします。議案をご覧ください。

本議案は、令和 7 年第 1 回区議会定例会に、議会の議決に付すべき提案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出したものでございます。

契約内容についてご説明をいたします。お手数ですが、議案の 3 ページ目をご覧ください。

まず、2 の契約方法は制限付一般競争入札。

3 の契約の金額は、税込金額で 2 億 2,220 万円。

4 の契約の相手方は、新協建設工業株式会社でございます。

議案の 2 ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 21 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第 2 議案審議〉

2 報告事項

(3) 指導課 エ

○佐藤教育長 次に、日程第 2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のエについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、学校法律相談デスク事業のモデル実施につきましてご報告申し上げます。資料 5 をご覧ください。

項番 1、概要です。公益財団法人東京都教育支援機構、通称 TEPRO では、令和 2 年度より学校法律相談デスク事業を実施し、これまで都立学校において生じる日常的な懸案事項について、教育分野に詳しい弁護士が学校に助言を行ってまいりました。令和 7 年度より、

この取り組みが区市町村立小中学校等を対象に拡大され、モデル実施されることとなりましたため、本区教育委員会もその取組に参加したいと考えております。それにより、区立小中学校及び幼稚園等で生じる日常的な提案事項について、学校管理職が初期段階から、法律的・教育的知見に基づく助言を受けることのできる方法の運用を試みるものです。

項番 2、モデル実施の概要です。(1) 実施期間は令和 7 年度から当面の間としております。

(2) 対象ですが、区立小中学校、区立幼稚園、石浜橋場こども園の管理職を対象としております。

(3) 相談内容です。学校園で生じる日常的な懸案事項として、資料記載の相談例のような内容を想定しております。

(4) 相談方法ですが、学校園からメールや電話、オンラインでの相談が可能となっております。

(5) 相談日ですが、土日祝日を除く週 5 日を予定しております。

(6) 相談費用ですが、モデル実施のため無料となっております。

次に項番 3、その他です。本事業は、学校管理職に日常的な懸案事項について、初期段階で気軽に相談していただくことを趣旨としておりますので、訴訟等の法的手続きなどが発生した場合などについては、これまでどおり区の顧問弁護士の活用を予定しております。

最後に項番 4、今後の予定です。令和 7 年 4 月より、モデル実施を開始したいと考えております。また、モデル実施につきましては、区議会、区民文教委員会に報告する予定です。

ご報告は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

○川崎委員 たいへん良い事業だと思います。何か訴訟に発展する前にリーガルチェックを気軽に受けられるというのは、訴訟に行く前にいろいろ不安を潰せると思うので、非常によいと思います。これは、週 5 日相談ができるとありますが、相談の相手というのはどこにいらっしゃる方になりますか。

○指導課長 先ほども申しました東京都の支援機構である TEPRO のほうに弁護士、学校について広く知っている方が電話、オンライン等で対応していただけるということになります。

○川崎委員 そうすると、そこに集中して相談が都内全域からあるということですか。

○指導課長 このモデル実施が今、東京都、本区も入れて 4 地域で行うということを聞いております。方法としても、オンライン、メール、また電話ということで、幾つか方法もあります。

○川崎委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○神田委員 私も大変ありがたい制度だと思います。実際に都立学校では、もう実施しているわけですね。実施状況を教えていただけると有難いです。

○指導課長 これまでの都立学校でのこの法律相談デスクの実績ですけれども、令和2年度から申しますと、88件対応していると、また、令和3年度については91件と、令和4年度は151件、令和5年度が170件と、だんだんとその相談実績というのは上がってきています。また、その内容というのも、保護者対応が4割近く。また教職員の関係の内容ということでは、15%で、様々なことについて、実績を上げているということを聞いております。

○神田委員 ありがとうございます。だんだん増えているということは、問題が増えているという意味じゃなく、この制度が大変効果的だと考えてよろしいのかなと思います。

法律に詳しい方に早いうちに聞くことは、校長や副校長が判断するときにとっても助かると思います。対応が5日間というのも本当に有難いことです。以前は相談日がかなり少なかったので、計画的にお願いしないと後手後手に回ってしまうこともありました。こういう制度をフルに活用して、問題がこじれる前に使うことが大事だと思います。本当にありがたいと思います。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のエについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上でございます。その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時44分 閉会